

# 青森県報

第七百二十七号

令和六年  
二月二十一日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 一
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出…………… ( 同 ) …… 二
- 右 同…………… (西北地域  
県民局) …… 二
- 漁船保険付保義務の発生…………… (下北地域  
県民局) …… 二
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (構造政策課) …… 三
- 出先機関……………
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (上北地域  
県民局) …… 五
- 収用委員会……………
- 公示による通知…………… (監 理 課) …… 五

## 告 示

### 青森県告示第九十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する

要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和六年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
八戸市大字大久保字坂ノ脇一五の八 河村 吉則 八戸市新湊二丁目二二の八 榊 義則	八戸第一区域 八戸みなと漁業協同組合の地区のうち、八戸市の区域及び市川漁業協同組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行われ、かつ、漁業者が、乙の地区の者が行う漁業
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四〇の三 飯田 健一郎 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田五七の一 高森 一俊	外ヶ浜第四区域のうち、字蟹田、字下蟹田、字上蟹田、字蟹田、字中師宮の区域	主として底建網漁業
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川一〇の一 木村 正彦 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川八五の三 木浪 洋子	外ヶ浜第七区域のうち、字平館根岸、字平館根岸、字平館根岸、字平館根岸、字平館根岸、字平館根岸、字平館根岸、字平館根岸、字平館根岸、字平館根岸	主として底建網漁業

北津軽郡中泊町大字小泊字小泊五〇三 敦賀 金光 北津軽郡中泊町大字小泊字小泊三三八 越野 敏行	小泊区域 小泊漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 以上二十トン未 満の漁船により 行う漁業であつ て、主としてい かつり漁業
西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字榊原一三一 の八 山下 聖太郎 西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字榊原一三一 の九 佐藤 利光	新深浦町第一区 協同組合の地 区のうち、大 字柳田、大字 関、大字北金 ケ沢、大字田 野、大字磯及 合瀬、大字瀨 び、大字千 域	総トン数二十ト ン未満の漁船に より行ういかつ り漁業

青森県告示第九十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 発起人の住所及び氏名	期 間 場 所
竜飛今 東津軽郡今別町大字今別字今別三七 野土 一公 東津軽郡今別町大字今別字西田二五八の	令和六年二月 二十一日から 同年三月六日 まで 竜飛今別漁 業協同組合

九五 小鹿 勝男 東津軽郡今別町大字今別字宮本三八の三 山本 忠彦
--

青森県告示第九十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 発起人の住所及び氏名	期 間 場 所
新深浦 町 西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形三 一五の二 小枝 裕幸 西津軽郡深浦町大字関字析沢九二の三三 小野 修一 西津軽郡深浦町大字関字小島崎一三四の 六 田附 直人	令和六年二月 二十一日から 同年三月六日 まで 新深浦町漁 業協同組合

青森県告示第九十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認められたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

令和六年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
むつ市脇野沢新井田二八	脇野沢
むつ市脇野沢寄浪二〇	
むつ市脇野沢寄浪一五の二	
下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六	猿ヶ森
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道三三の二一	
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道五〇	
橋本 喜一	
石田 勝信	
川口 浩	
立石 政男	
中村 有男	
松浦 誠	

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年二月二十一日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和六年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

貸借権の設定等を受ける者	貸借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	青森市大字金浜字船岡三六二ほか一筆
住所又は所在地	
株式会社佐藤農園	
青森市	

株式会社クリーン ファーム前田	五所川原市	五所川原市金木町神原小泉一三五ほか四筆
株式会社クリーン ファーム前田	五所川原市	五所川原市金木町神原小泉一三五六二筆
株式会社クリーン ファーム前田	五所川原市	五所川原市金木町倉七夕野二五四の
株式会社クリーン ファーム前田	五所川原市	五所川原市金木町神原小泉二六四
株式会社ライズ プロダクト	青森市	青森市浪岡大字徳才子字船岡一〇三ほか四筆
株式会社ライズ プロダクト	青森市	青森市浪岡大字高屋敷字社元九〇の
株式会社佐藤農園	青森市	青森市大字細越字繁二六一ほか四筆
木村 真悦	青森市	青森市大字新城字福田三〇一ほか一筆
木村 真悦	青森市	青森市大字新城字福田三六の一ほか一筆
株式会社ライズ プロダクト	青森市	青森市浪岡大字長沼字大沢一ほか一筆
川田 和也	青森市	青森市大字清水字成見一六一ほか四筆
川田 和也	青森市	青森市大字清水字成見一〇九ほか四筆
川田 博	青森市	青森市大字清水字川瀬一一の一ほか三筆
藤田ファーム株式会社	弘前市	弘前市大字町田字沖田五三ほか一筆
藤田ファーム株式会社	弘前市	弘前市大字藤内町五の三ほか一筆
株式会社クリーン ファーム前田	五所川原市	五所川原市金木町芦野三六五の四二一ほか四筆
株式会社クリーン ファーム前田	五所川原市	五所川原市金木町神原小泉一三五ほか
株式会社クリーン ファーム前田	五所川原市	五所川原市金木町川倉七夕野二五四の
株式会社クリーン ファーム前田	五所川原市	五所川原市金木町神原小泉二六四

株式会社クリーン フアーム前田	五所川原市	五所川原市大字藻川字川袋二四六の七 ほか八筆
石岡 沙智	五所川原市	五所川原市大字原子字山元二八三の一 ほか十二筆
MID FAZLI BIN JUK	五所川原市	五所川原市大字持子沢字隠川三五四の 二のうち
會津 正也	北津軽郡板柳町	北津軽郡板柳町大字灰沼字東二五三の 一ほか七筆
野上 克美	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字高根字小金石一八 〇七ほか四筆
野上 克美	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字高根字小金石六〇 八ほか四筆
織笠 利行	三沢市	三沢市大字三沢字庭構六八四四の一
藤嶋 信悦	上北郡六ヶ所村	三沢市大字三沢字庭構二九五七ほか二 筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字天間館荒谷八〇の一ほ か十四筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字猪ノ鼻四五六
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字大川向一九ほか一筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字大川向二七
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字築場川原四七ほか五筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字猪ノ鼻四三〇ほか一筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字天間館荒谷七七の一
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字森ヶ沢一〇六
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字館ノ下二〇の一ほか二 筆

株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字猪ノ鼻四九三ほか三筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字天間館荒谷七七の二ほ か一筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字猪ノ鼻七二〇ほか一筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字猪ノ鼻七〇三ほか四筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字南館向九六ほか二筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字猪ノ鼻五〇一ほか十三 筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字森ノ上一五八の一ほか 二筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字猪ノ鼻六六七の一
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字中野九九の一ほか二筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字猪ノ鼻六六七の二ほか 六筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字舟場向川久保二二七の 一ほか三筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字卒古沢南平二二一の一 ほか二筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字卒古沢南平三三三の一ほ か七筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字卒古沢南平二二三の四
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字卒古沢南平一一九の一 ほか一筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字舟場向川久保二二二の 一ほか一筆
株式会社天間 フアーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字舟場向川久保一八〇の 一ほか一筆

株式会社 中村 ファーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字卒古沢南平二五八の二 ほか二筆
株式会社 中村 ファーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字舟場向川久保一五八の 一ほか九筆
株式会社 中村 ファーム	上北郡七戸町	上北郡七戸町字卒古沢南平一一八の一 ほか一筆
佐藤 栄一	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字折茂字前川原一八八 の一
豊川 修	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字犬落瀬字若宮一六八

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、坪土地改良区の定款の変更を令和六年二月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和六年二月二十一日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

令和六年二月二十一日

青森県収用委員会会長 猪 原 健

- 通知すべき書類の名称  
審理の開始について（通知）
- 通知を受けらるべき者  
住所不明 ただし、住民票の除票の住所  
北海道岩見沢市日の出七丁目三番九号 道営住宅六号棟三〇四号  
佐藤 久美子
- 通知すべき書類の保管場所  
青森県土整備部監理課内
- その他  
一の書類は、令和六年三月八日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭